川西市地域・学校連携協働事業補助金

令和９（2027）年度（令和８年度募集）
募集概要

公募型補助金とは？
市が募集するテーマについて、公平に広く一般の団体に向けて募集を行い、より多くの市民の利益につながる公益的な活動を支援することで、社会的な課題や身近な地域課題の解決を図ることを目的とした制度です。
現在活動頂いている団体はもちろんのこと、新たな団体も補助金申請ができる仕組みへと拡充します。公益的な事業を行う団体に対して広く公平な機会を提供することで、さまざまな背景やアイデアを持つ人々に支援の機会を提供し、多様な事業提案がでてくることで、より活発な市民活動の展開が期待できると考えています。

目次

１．　申し込みについて　　・・・・・・　P.３~
２．　審査について　　・・・・・・　P.５~
３．　事業の選定について　　・・・・・・　P.５
４．　事業の実施について　　・・・・・・　P.６~
５．　中間報告について　　・・・・・・　P.６~
６．　事業の完了について　　・・・・・・　P.６~
７．　補助金の確定について　・・・・・・　P.６~

募集から事業完了までのスケジュール

No.	項目	期間	備考
1	募集要綱の公表	令和８年１０月１日	募集要綱および各種申請様式を市ホームページ等で公表します。
2	事前相談	令和８年１０月１日～	事業内容や経費区分について事前相談を実施します。
3	申請受付	令和８年１１月１日 ～令和８年１１月３０日	【締切：１１月３０日 午後５時】 専用オンラインフォームより提出してください。
4	審査会の開催	令和８年１２月中頃予定	審査委員会による書面審査を実施します。
5	事業の選定	令和８年１２月３１日まで	審査結果に基づき採択・不採択を決定し通知します。
6	事業の実施・補助期間	令和９年４月１日 ～令和１０年３月３１日	原則１年間（交付決定は令和９年１～２月頃予定）。 ※一定の実績がある場合は最大３年間の継続交付が可能です。
7	事業の完了	令和１０年３月３１日まで	事業完了後、速やかに実績報告書および領収書写しを提出してください。 ※３年間の交付決定を受けた場合は、令和１２年３月３１日まで。
8	補助金の確定・支払	令和１０年４月中旬頃まで	確定通知受領後、補助金交付請求書を提出し請求してください。 ※３年間の交付決定を受けた場合は、令和１２年４月中旬頃まで。

１．事前相談及び申し込みについて

事前相談：令和８年１０月１日～
申込期間：令和８年１１月１日～１１月３０日（午後５時まで）

（１）募集する事業

① 社会教育又は地域教育の推進又は振興に関する事業（例：研修会、勉強会、講演会の開催等）
② 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成の観点に照らし、市長が必要と認める事業

（２）補助対象とならない事業

※以下のいずれかに該当する事業は、補助対象事業となりません。

① 営利を目的とする事業
② 参加費が参加者１人当たり６，０００円を超える事業
③ 参加見込人数が９人以下である事業
④ 参加者を、居住する地域、特定の団体への所属その他これらに類する事由により制限する事業
⑤ 市が共催する事業
⑥ 市が認定した地域クラブ団体が行う部活動に関する事業
⑦ 事業の実施に係る市の施設の使用について、使用料の減免を受けている事業

（３）提案者の要件

提案者は、次の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

① 市内での活動実績があり、５人以上の構成員で組織していること。
② 構成員の過半数が市内在住であること。
③ 組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有していること。
④ 適正な会計処理が行われていること。

※次のいずれかの項目に該当する団体は、補助金に応募することができないため、ご注意ください。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体
② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体
③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
⑤ 特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（４）補助金額

１年度当たり１０万円を上限として、補助対象経費の１／２を補助。

提案事業が採択された場合は、補助金を交付します。

交付決定は、令和９年１～２月頃を予定しています。

実際に補助金を交付するのは令和９年４月１日以降になります。

（５）補助金の対象経費

【対象経費】

※補助金の対象となる経費は採択事業の実施に必要な経費とします。

項目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（提案団体構成員に対するものは除く）など
備品購入費	備品（事務局の運営に使用するものを除く）の購入費
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費
材料費	協働事業の実施に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスターのコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
使用料及び賃借料	事業の実施に係る機器類等の賃借料及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
旅費	講師等との打ち合わせに伴う交通費等
その他の経費	上記以外で、事業の実施に必要であると市長が認めるもの

【対象外経費】

・提案団体の事務所等の維持管理経費
・提案団体の経常的な活動経費
・提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
・飲食費（実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）
・支出内容の不明確な経費
・提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費
・採択事業に直接関係のない経費
・視察を目的とした事業に要する経費
・旅費(講師等との打合せに伴う交通費等を除く。)
・国（独立行政法人を含む。)、県、市その他の団体等から補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費
・市長が適切でないと認めた経費

（６）応募に必要な書類

以下の書類提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

① 川西市地域・学校連携協働事業提案書兼補助金交付申請書（様式第１号）
② 団体の定款、規約、会則その他これらに類するもの
③ 役員名簿
④ 団体の収支予算・決算資料
⑤ 団体の活動状況を確認できる資料
⑥ 提案事業の概要書（様式第２号）
⑦ 事業計画書(様式第３号)
⑧ 事業の収支予算書(様式第 4 号)
⑨ 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（２）応募方法

上記の（６）に記載の必要書類を下記の申し込みフォームから応募してください。

・提出期限：令和８年１１月３０日（月）午後５時まで
・提出書類：（６）に示した書類
・提出方法：申し込みフォーム「https://logoform.jp/f/3ITFS」
※申し込みフォームからの応募が困難な場合は、持参または郵送
・提出先　：川西市教育委員会教育推進部教育保育課（川西市役所３階５番）
〒666－8501 川西市中央町 12 番１号
kawa0064@city.kawanishi.lg.jp
※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

２．審査について

提案団体からの申請書類を基に審査委員会にて書面審査を行います。

なお、提案事業に不明な点がある場合は提案団体に対して事業計画の詳細、実現可能性その他必要な事項についてヒアリングします。

（１）開催要領

とき：令和８年１２月中頃予定

内容：書面審査を行う。不明な点がある場合はヒアリングをします。

※審査委員会による審査は非公開とする。

（２）審査基準

川西市地域・学校連携協働事業補助金交付審査委員会における審査基準は次のとおりです。

①団体適格性　②活動実績　③事業の公益性

３．事業の選定について

市長は審査委員会の審査結果を参考に、令和８年１２月３１日までに提案事業の選考を行い、その採択の

可否について決定します。
　提案事業の採択を決定したときは、採択通知書により提案団体に対して通知します。（交付に際して、条件が付く場合があります）。不採択となった事業については、不採択通知書により通知します。

４．事業の実施について

（１）協働事業の実施
　採択事業について、提案時の事業計画に沿って実施してください。
（２）協働事業の変更について
　事業を実施するうえで、当初の事業計画内容や必要経費に変更が生じるときは、必ず事前に教育保育課までお知らせください。軽微な変更を除き、変更交付申請が必要です。
（３）補助金の概算払い
　採択事業が完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に事業を行うことができる場合は、事業の完了前に概算で補助金を交付しますので、教育保育課まで事前にご相談ください。

５．中間報告について

　補助事業者等は、補助事業等が２以上の会計年度にわたるときは、各年度の終了ごとに中間報告書で状況報告をお願いします。
　例）令和９年度から令和１１年度まで３年度分の交付決定された事業の場合
令和９年度末と令和１０年度末に中間報告書を提出し、令和１１年度末に実績報告書による報告が必要となります。

６．採択事業の完了について

　採択事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類の提出をお願いします。
　①川西市地域・学校連携協働事業補助金実績報告書
　②協働事業収支決算書
　③補助対象経費に係る領収書の写し
※事業実績の確認のため必要がある場合には、他の資料等の追加提出をお願いすることがあります。

７．補助金の確定について

（１）補助金の確定払い
　補助金実績報告書をもとに補助金額を確定し、提案団体に補助金確定通知書で通知しますので、補助金交付請求書で市へ補助金交付の請求をお願いします
（２）補助金の精算
　補助金の概算払いを受けた事業について、概算払い額が確定した補助金額を超過した場合には、その超過

分を返還していただきます。